

東日本大震災から4年を経て

まもなく東日本大震災発生から4年の月日を経ようとしている。筆者が被災地を初めて訪れたのは発災から1か月半ほど経過し、一般車両の通行もおおむね可能となった2011年4月末であったが、その時点でも、目の当たりにする破壊された町々の姿は衝撃であり、今でもはっきりと脳裏に焼き付いている。被害が深刻だった地域ではいまだに復興の途上というところも多いが、あのような筆舌に尽くしがたい困難な状況から、今日まで一步一步、復興のあゆみを続けてこられた被災地の方々に心よりの敬意を表したい。

本号では、被災3県における農業と生活の復旧・復興の現状、および農協、行政、実際の農業者等、様々な方の復興への取り組みについてまとめている。復興の現場では日々新たな課題に直面し、それらへの対応を迫られていると思われる。われわれが聞き取り調査やデータ収集等を通じてご紹介する事例はその一部分であることはいまでもない。

それを踏まえたうえで、農業復興の過程における足元の特徴的な事態の一つとして指摘できるのは、津波被害の甚大であった沿岸部にまで営農再開が進捗したこともあり、深刻な土壌問題が広範に顕在化していることである（内田論文参照）。津波被災地においては、がれきが撤去されて農地の除塩等が行われ作付可能となった農地でも、表土がより深く流出した箇所（沿岸部等）では、客土した土の問題等により質・量ともに十分な農作物が収穫できないといった事態が多発している。そのために土壌改良剤や堆肥の投入等の対策が既に講じられているが、震災前のような土壌に回復するまでには相当の時間と費用・労力を要することも明らかである。その点では、小針論文が紹介している陸前高田市の復興過程における「農地由来の土壌の分別」は、記録し記憶すべき貴重な取り組みといえよう。

土壌の関連では農地の放射能汚染により、除染の遅れもあって原発周辺地域における営農再開の妨げになっていることが福島県では依然大きな問題であり（行友論文参照）、避難指示区域指定から解除される地域が今後広がることを考えれば、より重要性を増す問題といえる。岡山論文で論じられているように、生産者・消費者ともに納得できるような農用地土壌汚染防止にかかる法体系の整備と、法律に基づく管理体制の構築が必要であり、そのことを、風評被害の払拭につなげていくことが重要と思われる。

食糧生産が可能な土壌は、地球表面でたった15cmから20cmほどしか存在せず、肥沃な畑では土壌1g当たり1億から10億の微生物がいるとのことである（中西友子『土壌汚染』より）。土壌流出の影響については当初から危惧されていたことではあったが、震災・原発被災によって失われた資源の大きさ、貴重さに改めて思いを致すとともに、現状から出発して改善への取り組みを強化していくことが求められる。

そのほかにも米価格下落に伴う複合経営への取り組みなどの課題も大きいですが、それは被災地以外にもあてはまるもので、その意味で「復興」のフェーズから脱しつつある地域も増えている。しかし復興の進捗は地域ごとに異なっており、地域の実情に応じた復興への取り組みにおいて協同組合の果たすべき役割は引き続き大きく、全国からの支援の必要性も依然大きいといえよう。

（株）農林中金総合研究所 調査第一部長 小野澤康晴・おのざわ やすはる）